静岡区検察庁検察官
平成23年検第112410号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被告事件（平成24年領第51号）
1．現金115,000円

長野地方検察庁検察官
平成19年検第110127号建造物侵入、窃盗被告事件（平成24年領第17号）　1．置物１個。2．ゲーム機１台。3．コード１本。4．電源コード１本。5．ゲームソフト71枚

神戸地方検察庁検察官
平成22年検第6522～6525号住居侵入、窃盗被告事件（平成23年領第476号）　1．ネックレス11本。2．ブレスレット１本。3．羽織のひも２本。4．指輪23個。5．キーケース１個。6．ipod１個。7．ハンドバッグ１個。8．財布１個。9．腕時計３個。10．イヤリング５組。11．イヤリング(片方のみ)２個。12．ピアス１組。13．ピアス（片方のみ）５個。14．ペンダントトップ３個。15．タイタック５個。16．ブローチ７個。17．ビール券10枚。18．カフスボタン４組。19．ネクタイピン８個

名古屋地方検察庁検察官
平成24年検第101467号大麻取締法違反被疑事件（平成24年領第478号）　1．大麻草83.104ｇ。2．計量器２台。3．封筒116枚。4．ビニール袋1190枚。5．現金133,000円。6．注射器232本。7．ビニール片３片。8．黒色合皮製ケース１枚。9．ハサミ１個。10．ライター１個。11．割り箸２膳。12．紙箱１箱

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５４１号
川崎市幸区東小倉19番48号
債務者　池端　昭弘
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２２号
茨城県下妻市下妻丙144番地
債務者　矢島　洋一
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　百目鬼明子
4　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０９９１号
千葉県市川市塩焼１－３－11
債務者　中島　祥行
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　政明
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３４１号
埼玉県所沢市北中３丁目60－１　グランカーサＢ－１
債務者　小山　正史
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝塚　慶一
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月３日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２２６号
千葉県松戸市三ケ月1488―103
債務者　城間　　勇
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　謙一
4　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２４４号
埼玉県朝霞市幸町２丁目18―41
債務者　楢本　健一
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　博司
4　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８９０号
東京都荒川区東日暮里３丁目20―２
債務者　浅野　貴博
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　嘉昭
4　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８９１号
東京都葛飾区堀切４丁目58―18―403
債務者　須田　浩嗣
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳澤　崇仁
4　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９７０号
東京都北区赤羽北２丁目19ー10―108
債務者　近藤　　正
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　雪丸　真吾
4　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９７１号
埼玉県和光市本町31―４―1501
債務者　近藤　　茂
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　雪丸　真吾
4　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９９１号
東京都葛飾区西亀有２丁目27―１―Ｂ―302
債務者　樋口　博幸
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　　始
4　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９９７号
東京都国分寺市東元町２―13―13―103、住民票上の住所埼玉県飯能市大字赤沢203―３
債務者　馬場　初男
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼松　健雄
4　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１２５号
東京都江東区亀戸６丁目22―７―301
債務者　立平　　豊
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　竜顕
4　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部